

山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター運営委員会内規

制定 平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター内規第11条第2項の規定に基づき、山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、教育実践総合センター（以下「センター」という。）の次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センター運営の基本方針に関すること。
- (2) センター予算に関すること。
- (3) センター諸内規に関すること。
- (4) その他、センター運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) センター専任の教授及び准教授
 - (3) 大学院総合研究部教育人間科学域（学内共同教育研究施設等の教員は除く。）の教員
若干人
 - (4) 各附属学校の教員 若干人
 - (5) その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項第3号の委員は、学部長が任命する。
 - 3 第1項第4号の委員は、各附属学校の長の推薦に基づき、学部長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教育人間科学域支援課において処理する。

(内規の改正)

第9条 この内規を改正しようとするときは、大学院総合研究部教育人間科学域運営会議の議を経なければならない。

(補則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター運営委員会規程（平成16年1月1日制定）は、廃止する。